

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第31号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事 の本 事務 部 局	部長（農業大学校の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学校の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）	知事 の本 事務 部 局	部長（農業大学校の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学校の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 <u>水産課取締船長</u> 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）
略		略	

水産事務所	所長 次長 船長	水産事務所	所長 次長
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。